

## 学校栄養職員の栄養教諭免許状

(教諭又は養護教諭免許状及び管理栄養士又は栄養士の免許を有する方の栄養教諭免許状)

免許状の種類

- 栄養教諭免許状（１種、２種）

根拠規定

- 免許法附則第１７項備考第２号

取得方法

- 教諭又は養護教諭の免許状と栄養士又は管理栄養士の免許を有する方が、学校栄養職員としての在職年数と必要な単位を修得し、栄養教諭免許状を取得する方法は、＜表５７＞のとおりです。

（現に学校栄養職員として勤務している方に限ります。）

（既に栄養教諭の免許状を有する方は、＜表５７＞を適用できません。）

<表 5 7 >

取得しようとする免許状			1種免許状	2種免許状
所要資格	基礎資格		管理栄養士の免許を受けていること	栄養士の免許を受けていること
	在職年数		1年未満	1年未満
	最低修得単位数の合計 (ア)+(イ)		2単位	2単位
欄	科目	含めることが必要な事項		
第2欄	栄養教育に係る科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	左のすべての事項にわたること	左のすべての事項にわたること
		幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
		食生活に関する歴史的及び文化的事項		
		食に関する指導の方法に関する事項		
最低修得単位数 (ア)		2単位	2単位	
第3欄	基礎的に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	/	/
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)				
第4欄	総合的内生教育関係の学習の指導、学等及び、等科間の時間指相する	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	/	/
		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		
		生徒指導の理論及び方法		
		教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		
第5欄	実践科目	栄養教育実習	/	/
最低修得単位数 (イ)		—	—	

(注)

- 1 「基礎資格」欄の1種免許状の「管理栄養士の免許を受けていること」には、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けている場合を含みます。
- 2 在職年数は、基礎資格を取得した後の学校給食法第7条に規定する学校給食栄養管理者 (栄養教諭を除く。)

※ 既に、栄養教諭の免許状を有する者はこの表を適用できません。